

I 2009（平成 21）年度「法科大学院認証評価」の結果について

① 大学基準協会の法科大学院認証評価

すでに触れましたように、本協会の評価事業は、「会員の自主的努力と相互的援助によって、わが国における大学の質的向上を図る」（財団法人 大学基準協会寄附行為第3条）ことを目的としております。法科大学院認証評価事業についてより具体的には、

- (1) 本協会が定める法科大学院基準に適合していることをもって、社会に対しその質を保証する
- (2) 評価結果の提示とその後の改善報告書の提出とその検討というアフターケアを通じて、当該大学法科大学院の改善を支援する

という目的のもと行っています。

こうした目的のもと、2007（平成19）年度より法科大学院認証評価を開始いたしましたが、特に、社会に対して保証する「質」については、当該法科大学院が法令上の基準を遵守した上で、自身の掲げる理念・目的ならびに教育目標の達成に向けた活動を行っていること、自己点検・評価活動を改善へと結びつけ、自己改善を進めていくシステムを持っていること、の2点を重視しています。

② 2009（平成21）年度 法科大学院認証評価への申請法科大学院

（大学名五十音順）

（私立） 愛知学院大学法科大学院

（私立） 龍谷大学法科大学院

③ 法科大学院認証評価の組織体制

2009（平成21）年度の法科大学院認証評価においては、上記申請法科大学院に対応して次のような組織体制を整え、具体的な審査・評価活動を行いました。

「法科大学院認証評価」の中心となる法科大学院認証評価委員会（委員15名、幹事3名）の下に、2の法科大学院認証評価分科会を設置し、14名の委員、そして延べ2名のオブザーバーが参加し、評価にあたりました。法科大学院認証評価分科会委員は、法科大学院を設置する大学によって当該法科大学院から推薦された候補者、および法曹または法曹としての実務経験を有する者の中から、理事会が選出した者によって構成されています。

また、幹事は同委員会委員長の推薦により理事会で選出しており、分科会の運営を補佐するとともに、評価結果の原案を作成する役割を担っています。

このほか、教員評価小委員会を設置し、評価の慎重性を期しました。

したがって、2009（平成21）年度の法科大学院認証評価は、21名の委員と3名の幹事、がかかわって行ったこととなります（法科大学院認証評価の組織体制については【資料1】、委員会および各分科会等の名簿については、【資料2】参照）。

④ 法科大学院認証評価の経過

(1) 書面による評価

上記分科会にかかわる委員は、評価者研修セミナーに参加した後、申請のあった法科大学院から提出された資料をもとに自らの評価所見をまとめ、それぞれの分科会に臨みました。各分科会では、各委員の評価所見をもとに主査および委員が分担執筆した分科会報告書（原案）をたたき台として書面による評価を行い、その結果を主査および委員が分担執筆して分科会報告書（案）として取りまとめました。

(2) 法科大学院認証評価における実地視察の実施

各分科会における書面評価終了後に、法科大学院認証評価に申請のあった2の法科大学院に対してそれぞれ実地視察を行いました。

実地視察の目的は評価の正確さを期すことにあります。書面評価の過程で発生した疑問点に関する質疑応答を行うとともに、書面のみでは把握が難しかった施設・設備の状況などを実際に確認しました。あわせて学生インタビューや授業参観、また定期試験の問題およびその答案等の資料の閲覧も行いました。これらにより実地視察の実効性を高めることに努めました。

(3) 法科大学院認証評価委員会における評価結果（案）の作成

実地視察等の結果を反映させた上で提出された各分科会の分科会報告書（最終）をもとに、法科大学院認証評価委員会正・副委員長・幹事会で作成した評価結果（委員長案）を法科大学院認証評価委員会で審議し、委員会としての評価結果（委員会案）を作成しました。その後、同委員会案を当該法科大学院に送付しました。

評価結果（委員会案）を受け取った法科大学院は、事実誤認等があった場合、同委員会案に対して「意見申立」を行うことができます。今年度は1の法科大学院から意見申立がなされました。法科大学院認証評価委員会では、申請法科大学院から提出された資料を中心に事実誤認の有無と意見申立の適否を審議し、評価結果（委員会案）に対して必要な修正を行いました。

(4) 理事会、評議員会による評価結果の承認

意見申立の手続きにより必要な修正を行った評価結果（最終案）については、2010（平成22）年2月19日開催の理事会への報告の後、3月12日開催の第103回評議員会と臨時理事会に諮りました。その結果、2009（平成21）年度に法科大学院認証評価を申請した2法科大学院の評価結果について承認され、本年度の法科大学院認証評価が終了しました。

なお、2009（平成21）年度に法科大学院認証評価を受けた法科大学院の評価結果の詳細内容については、「Ⅱ 各申請法科大学院に対する認証評価結果」をご参照ください。

⑤ 法科大学院認証評価結果の概要

2009（平成 21）年度に法科大学院認証評価を申請した 2 法科大学院のうち、1 法科大学院を法科大学院基準に適合しているものとして認定しました。

(1) 法科大学院認証評価の結果、法科大学院基準への適合認定を行った法科大学院

（私立） 龍 谷 大 学 法 科 大 学 院

(2) 法科大学院基準への適合認定を行った法科大学院に対する提言

上記の法科大学院には、それぞれの一層の改善充実のため、本協会として「長所」、「勧告」、「問題点（助言）」等の提言を付しています。

各指摘は、それぞれの法科大学院からの申請資料に基づく書面評価や実地視察の結果に加え、前述の意見申立の手続き等による当該法科大学院からの意見を参考に、実態に即した指摘となるよう留意しました。

「勧告」や「問題点（助言）」を付された法科大学院は、それぞれの指摘にかかわる改善状況について、改善報告書を取りまとめ、原則として 2012（平成 24）年 7 月末までに、これを本協会宛に提出することになります。

(3) 法科大学院認証評価の結果、適合していないとした法科大学院に対する提言

一方、2009（平成 21）年度に法科大学院認証評価を申請した 2 法科大学院中、愛知学院大学法科大学院については、重大な問題があるため、本協会の定める法科大学院基準に適合していないと判定しました。

⑥ 改善報告書について

前述のとおり、本協会では、法科大学院認証評価の結果、法科大学院基準に適合している旨の認定を行った法科大学院に対して、必要に応じて「長所」、「勧告」、「問題点（助言）」を付しています。「勧告」を付された法科大学院は、これに誠実に対応し、早急に改善措置を講じる必要があります。また、「問題点（助言）」を付された法科大学院は、問題点として指摘された事項について十分に検討し、一層の改善に努める必要があります。

「勧告」もしくは「問題点（助言）」が付された法科大学院は、それらの事項について本協会が指定する期日までに改善報告書を提出することになっています。この「改善報告書」の制度は、本協会の法科大学院認証評価の特色のひとつであり、法科大学院認証評価を一過性のものに終わらせず、新たな改革へとつなげるための重要なシステムです。

2009（平成 21）年度法科大学院認証評価において「勧告」、「問題点（助言）」を付した 1 法科大学院については、2012（平成 24）年 7 月末までに、それぞれ改善報告書を本協会宛に提出することになります。

⑦ 重大な変更に伴う届出について

本協会の法科大学院認証評価を受けた法科大学院を設置する大学は、次の認証評価を受ける前に、当該法科大学院の教育課程又は教員組織に重大な変更があった場合に、変更にかかる事項について本協会に届け出ることが義務づけられています。

この届出がなされた場合、法科大学院認証評価委員会は、当該法科大学院の意見を聞いた上で、必要に応じ、当該法科大学院の認証評価結果に当該事項を付記するなどの措置を講じることになります。

⑧ 追評価について

本協会の法科大学院認証評価の結果、法科大学院基準に適合していないと判定された大学は、その判定に至った問題事項を対象とする追評価を申請することができます。追評価申請に際して、申請大学は不適合判定の問題事項に対する追評価改善報告書を本協会に提出し、これを受けて本協会は、法科大学院認証評価委員会において評価のうえ、改めて適合または不適合の判定を行います。なお、追評価の申請は、法科大学院認証評価を受けた翌年度または翌々年度に限られています。また、追評価の結果、法科大学院基準に適合していないと判定された大学が、改めて追評価を申請することはできません。

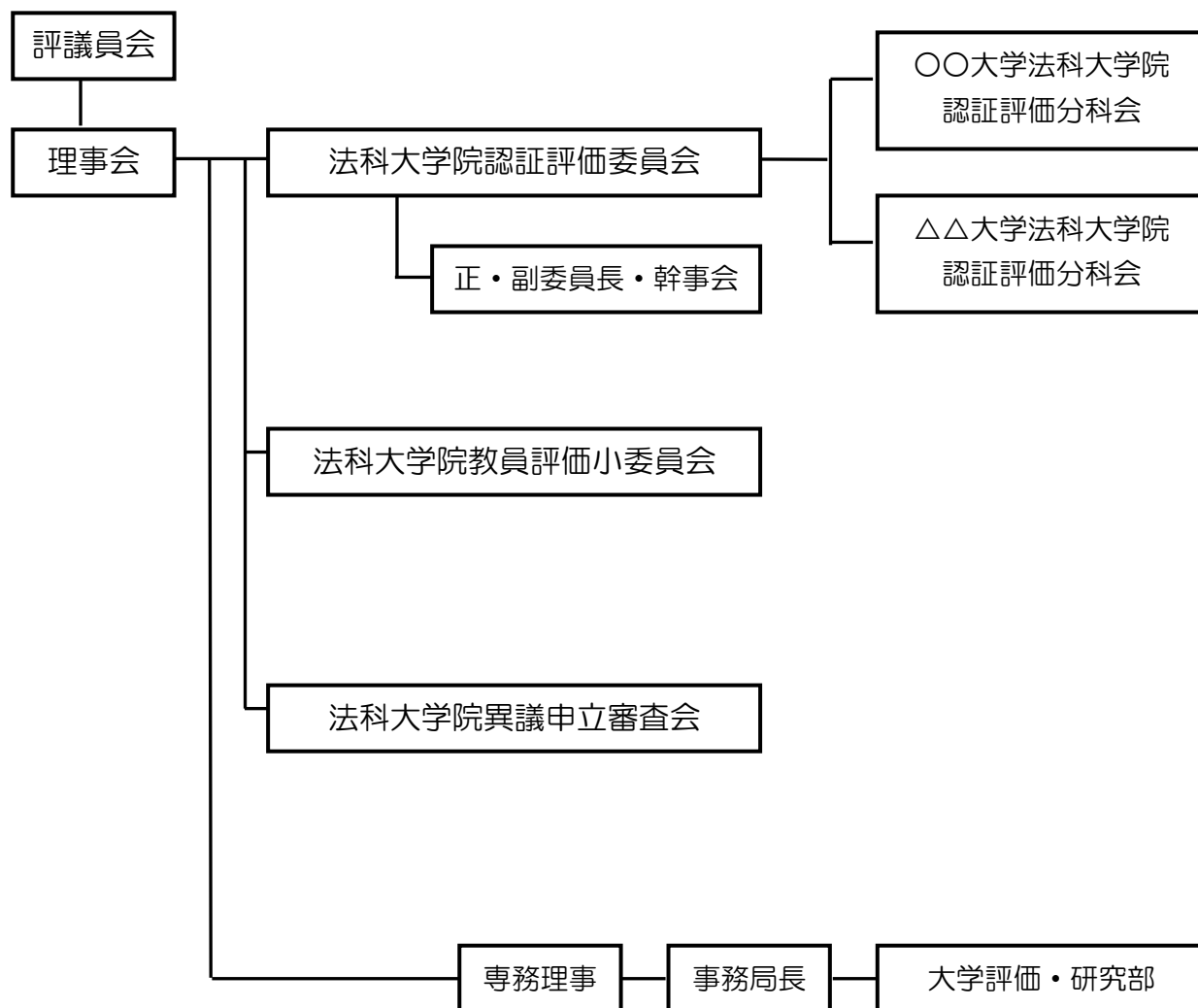
⑨ 大学基準協会の評価の充実に向けて

多角的な大学評価システムが誕生しつつある中、2004（平成16）年度より認証評価制度が開始されたことも踏まえ、現在、本協会は、これまで培ってきた実績をもとに、透明性・公正性の高い「第三者評価機関」として中心的な役割を果たすべく、評価システムの改善・充実に取り組んでいます。例えば、書面評価の方法や実地視察の充実をはじめとする評価プロセスの改善など、さまざまな検討を重ねています。

今後とも、大学基準協会は、社会の期待に応える評価を発展させる努力を行ってまいります。何とぞご支援いただきますようお願いいたします。

資 料 編

法科大学院認証評価組織体制図



平成21年度 法科大学院認証評価関連委員会等 名簿

(平成22年3月12日現在)

平成21年度 法科大学院認証評価委員会 名簿

役名	氏名	所属名
委員長	佐上善和	立命館大学
副委員長	加藤雅信	上智大学
委員	石崎誠也	新潟大学
委員	伊東研祐	慶應義塾大学
委員	大村雅彦	中央大学
委員	大山隆司	京都大学
委員	甲斐克則	早稲田大学
委員	河内隆史	明治大学
委員	齋藤憲道	(元)パナソニック株式会社
委員	佐藤裕一	東北大学
委員	白濱清貴	東京地方検察庁
委員	中西一裕	日本弁護士連合会
委員	永野厚郎	司法研修所
委員	水谷工	読売新聞東京本社
委員	村岡啓一	一橋大学
幹事	青木浩子	千葉大学
幹事	永田眞三郎	関西大学
幹事	廣瀬健二	立教大学

平成21年度 法科大学院教員評価小委員会 名簿

役名	氏名	所属名
委員長	石崎誠也	新潟大学
委員	占部裕典	同志社大学
委員	西埜章	明治大学

平成21年度 法科大学院認証評価分科会 名簿

愛知学院大学法科大学院

役名	氏名	所属名
主査	大山隆司	京都大学
委員	占部裕典	同志社大学
委員	甲斐克則	早稲田大学
委員	河内隆史	明治大学
委員	佐久間佳枝	東京高等検察庁、 一橋大学・静岡大学
委員	佐藤裕一	東北大学
委員	花立文子	國學院大學
オブザーバー	水谷工	読売新聞東京本社

龍谷大学法科大学院

役名	氏名	所属名
主査	伊東研祐	慶應義塾大学
委員	石崎誠也	新潟大学
委員	大村雅彦	中央大学
委員	河原俊也	司法研修所
委員	中西一裕	日本弁護士連合会
委員	藤村和夫	筑波大学
委員	村岡啓一	一橋大学
オブザーバー	水谷工	読売新聞東京本社

平成21年度 法科大学院異議申立審査会 名簿

役名	氏名	所属名
審査長	八田英二	同志社大学
委員	小山太士	法務省
委員	北秀昭	筑波大学
委員	清水惠	(元)共同通信社
委員	永井和之	中央大学
委員	播磨政明	大阪弁護士会
委員	牧村史朗	帝産京都自動車株 式会社